

令和 5 年 3 月 2 日

令和 5 年網走市議会第 1 回定例会 議案

令和5年網走市議会第1回定例会 議案

番号	議案番号	件名	
1	議案第1号	令和5年度網走市一般会計予算	別冊
2	議案第2号	令和5年度網走市市有財産整備特別会計予算	
3	議案第3号	令和5年度網走市国民健康保険特別会計予算	
4	議案第4号	令和5年度網走市網走港整備特別会計予算	
5	議案第5号	令和5年度網走市能取漁港整備特別会計予算	
6	議案第6号	令和5年度網走市介護保険特別会計予算	
7	議案第7号	令和5年度網走市後期高齢者医療特別会計予算	
8	議案第8号	令和5年度網走市水道事業会計予算	別冊
9	議案第9号	令和5年度網走市簡易水道事業会計予算	
10	議案第10号	令和5年度網走市下水道事業会計予算	
11	議案第11号	網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について	
12	議案第12号	天都山展望台・オホーツク流氷館条例の一部を改正する条例制定について	
13	議案第13号	令和4年度網走市一般会計補正予算	
14	議案第14号	令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算	
15	議案第15号	令和4年度網走市網走港整備特別会計補正予算	
16	議案第16号	令和4年度網走市介護保険特別会計補正予算	
17	議案第17号	令和4年度網走市水道事業会計補正予算	
18	議案第18号	令和4年度網走市簡易水道事業会計補正予算	
19	議案第19号	令和4年度網走市下水道事業会計補正予算	
20	議案第20号	網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について	

番号	議案番号	件名
21	議案第21号	網走市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について
22	議案第22号	網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
23	議案第23号	網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
24	議案第24号	網走市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
25	議案第25号	網走市企業版ふるさと寄附基金条例制定について
26	議案第26号	網走市個人情報保護法施行条例制定について
27	議案第27号	個人情報保護法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
28	議案第28号	財産の取得について

議案第 11 号

網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例 制定について

網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例を次の
とおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日 提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例

(網走市附属機関条例の一部改正)

第 1 条 網走市附属機関条例(平成 12 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

別表中網走市環境保全審議会の項の次に次の 1 項を加える。

「

網走市廃棄物減量等 推進審議会 (廃棄物の処理及び清 掃に関する法律(昭和 45年法律第137号)第5 条の7)	・一般廃棄物の減量等に関する事項を 審議	・学識経験者 ・その他市長が適当と認める者	12人 以内
---	-------------------------	--------------------------	-----------

」

(報酬職員給与条例の一部改正)

第 2 条 報酬職員給与条例(昭和 22 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

別表 8 番の項中、「環境保全審議会」の次に「、廃棄物減量等推進審議会」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

天都山展望台・オホーツク流氷館条例の一部を改正する条例制定について

天都山展望台・オホーツク流氷館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

天都山展望台・オホーツク流氷館条例の一部を改正する条例

天都山展望台・オホーツク流氷館条例（平成 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する
別表第1（第9条関係）の表を次のように改める。

「 別表第1（第9条関係）

1 展示エリア入館料

区分	入館料	
	個人	団体（20名以上）
大人	900円	1人につき720円
高校生	800円	1人につき640円
小学生・中学生	700円	1人につき560円

」

附 則

この条例は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

議案第 13 号

令和 4 年度網走市一般会計補正予算

令和 4 年度網走市の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 265,939 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,534,996 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 4 条 地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1.市 税		4,739,789	△10,958	4,728,831
	1.市 民 税	2,273,781	△10,958	2,262,823
3.利 子 割 交 付 金		10,864	△2,398	8,466
	1.利 子 割 交 付 金	10,864	△2,398	8,466
14.分 担 金 及 び 負 担 金		189,120	△46,824	142,296
	1.分 担 金	149,394	△46,824	102,570
15.使 用 料 及 び 手 数 料		702,474	△25,605	676,869
	1.使 用 料	544,697	△25,605	519,092
16.国 庫 支 出 金		3,658,477	69,714	3,728,191
	1.国 庫 負 担 金	2,241,165	2,660	2,243,825
	2.国 庫 補 助 金	1,405,890	67,054	1,472,944
17.道 支 出 金		1,733,824	△18,974	1,714,850
	1.道 負 担 金	870,938	1,330	872,268
	2.道 補 助 金	754,080	△20,304	733,776
19.寄 附 金		2,000,050	229,959	2,230,009
	1.寄 附 金	2,000,050	229,959	2,230,009
20.繰 入 金		1,979,381	13,014	1,992,395
	1.基 金 繰 入 金	1,954,894	13,014	1,967,908
23.市 債		3,419,455	58,011	3,477,466
	1.市 債	3,419,455	58,011	3,477,466
歳 入 合 計		28,269,057	265,939	28,534,996

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		4,097,276	150,959	4,248,235
	1. 総務管理費	3,671,019	150,959	3,821,978
3. 民生費		7,220,461	△48,060	7,172,401
	1. 社会福祉費	3,881,026	△65,830	3,815,196
	2. 児童福祉費	2,017,194	17,770	2,034,964
6. 農林水産業費		1,257,700	△47,356	1,210,344
	1. 農業費	961,200	△47,356	913,844
7. 商工費		3,169,383	118,871	3,288,254
	1. 商工費	2,733,904	120,000	2,853,904
	2. 観光費	435,479	△1,129	434,350
9. 消防費		701,930	20,845	722,775
	1. 消防費	701,930	20,845	722,775
10. 教育費		2,654,985	13,950	2,668,935
	2. 小学校費	668,578	8,550	677,128
	3. 中学校費	328,952	5,400	334,352
13. 諸支出金		0	56,730	56,730
	1. 諸支出金	0	56,730	56,730
歳出合計		28,269,057	265,939	28,534,996

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額(千円)
総務費	戸籍住民基本 台帳費	戸籍システムクラウド化事業	4,684
農林水産業費	農業費	肥料価格高騰支援金給付事業	21,120
農林水産業費	農業費	卯原内ダム等管理事業	2,598
農林水産業費	農業費	網走西部川向地区担い手支援 畑総事業分担金	8,000
農林水産業費	水産業費	H A C C P 等対応施設整備補助金	42,800
商工費	商工費	事業継続緊急支援金給付事業	45,000
土木費	道路橋梁河川費	道路法面改修事業	84,000
教育費	小学校費	小学校教育活動体制整備事業	8,550
教育費	小学校費	小学校改修事業	39,400
教育費	中学校費	中学校教育活動体制整備事業	5,400
諸支出金	諸支出金	水道料金減免負担金	56,730

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限度額 (千円)
庁舎及び公共施設等の管理委託等契約	令和5年度	1,227,581
基幹系システム運用保守契約	令和5年度から 令和6年度まで	73,313
財務会計システム更新業務委託契約	令和5年度から 令和9年度まで	31,599
紙おむつ等運搬業務委託契約	令和5年度	6,000
各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約	令和5年度	79,399
ふるさと納税に係る業務委託契約	令和5年度	契約による金額
閑散期対策商品造成事業委託契約	令和5年度	12,000
観光デジタルプロモーション事業委託契約	令和5年度	15,000
観光デジタルマーケティング事業委託契約	令和5年度	4,760
統一地方選挙に係る業務委託契約	令和5年度	13,337

第4表 地方債補正
(追加)

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 1,212,000	証書借入又は証券発行	10.0%	40年以内(内据置25年以内)の元金均等償還。	千円 1,212,000	補正前に同じ
保健衛生事業債	141,000	(借入先)	(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	141,000	
環境衛生事業債	59,800	財政融資資金			59,800	
労働事業債	4,600	地方公共団体			4,600	
農業債	37,500	金融機構			37,500	
観光事業債	91,900	北海道			91,900	
道路橋梁事業債	654,300	都市職員共済組合			654,300	
港湾事業債	164,700	地方職員共済組合			164,700	
河川整備事業債	80,000	北海道市町村振興協会			80,000	
公営住宅事業債	166,000	北海道市町村備荒資金組合			166,000	
公園整備事業債	14,400				14,400	
学校教育事業債	423,600	その他銀行等引受資金			423,600	
社会教育事業債	107,400				107,400	
臨時財政対策債	162,255				162,255	
借換債	100,000				100,000	
減収補てん債	0				58,011	
計	3,419,455				3,477,466	

※今回補正は太字で表示。

議案第 14 号

令和 4 年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和 4 年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第 1 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
国保市町村事務処理標準 システム保守委託契約	令和5年度	1,426
国保市町村事務処理標準 システム連携保守委託契約	令和5年度	251

議案第 15 号

令和 4 年度網走市網走港整備特別会計補正予算

令和 4 年度網走市の網走港整備特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
上屋消防設備点検委託契約	令和5年度	150
港湾システム保守点検委託契約	令和5年度	220
船舶給水業務委託契約	令和5年度	100

議案第 16 号

令和 4 年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和 4 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 170,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,672,422 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

- 第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.国庫支出金		842,504	△42,500	800,004
	1.国庫負担金	607,927	△34,000	573,927
	2.国庫補助金	234,577	△8,500	226,077
5.道支出金		508,352	△21,250	487,102
	1.道負担金	474,110	△21,250	452,860
6.支払基金交付金		935,716	△45,900	889,816
	1.支払基金交付金	935,716	△45,900	889,816
8.繰入金		727,196	△60,350	666,846
	1.他会計繰入金	629,038	△21,250	607,788
	2.基金繰入金	98,158	△39,100	59,058
歳入合計		3,842,422	△170,000	3,672,422

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2.保険給付費		3,332,284	△170,000	3,162,284
	1.介護サービス等諸費	3,146,823	△150,000	2,996,823
	5.特定入所者介護サービス費	98,921	△20,000	78,921
歳出合計		3,842,422	△170,000	3,672,422

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額（千円）
要介護認定訪問調査委託契約	令和 5 年度	6,325
介護保険申請システム保守点検契約	令和 5 年度	660

議案第 17 号

令和 4 年度網走市水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度網走市水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第 10 条を第 11 条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道賠償責任保険等加入契約	令和 5 年度	4 6 7 千円
電算処理システム賃貸借・保守契約	令和 5 年度	9 8 2 千円
機器保守契約	令和 5 年度	2 5 3 千円
給水装置審査業務等委託契約	令和 5 年度	8, 5 6 6 千円
土地賃貸借契約 (JR 釧支第 194 号)	令和 5 年度	3 千円
土地賃貸借契約 (JR 旭支第 192 号 外 10 件)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	1 0 5 千円

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 18 号

令和 4 年度網走市簡易水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度網走市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 予算第 9 条を第 10 条とし、第 5 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 4 条の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道賠償責任保険加入契約	令和 5 年度	5 4 千円
給水装置審査業務等委託契約	令和 5 年度	2 7 9 千円
土地賃貸借契約 (北見広域森林組合)	令和 5 年度	1 1 千円

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 19 号

令和 4 年度網走市下水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度網走市下水道事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 令和 4 年度網走市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
下水道賠償責任保険加入契約	令和 5 年度	1 6 8 千円
麦稈ロール保管用土地賃貸借契約	令和 5 年度	2 7 千円
土地賃貸借契約 (JR 標工所第 228 号 外 1 件)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	4 2 千円

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

議案第 20 号

網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について

網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

網走市職員退職手当支給条例（昭和 60 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項中「含む。」の後に「第 10 条第 2 項において「勤務日数」という。」を加え、同項中「18 日以上」を「18 日（1 月間の日数（網走市の休日を定める条例（平成 4 年条例第 8 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が 20 日に満たない日数の場合であっては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第 10 条第 2 項において「職員みなし日数」という。）以上」に改める。

第 10 条第 2 項中「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）」を「勤務日数」に、「18 日以上」を「職員みなし日数以上」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 21 号

網走市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例制定について

網走市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する条例

網走市学校給食共同調理場設置条例(平成 14 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「

網走市東部地区共同調理場	網走市字藻琴 225 番地
--------------	---------------

」を
「

網走市潮見地区共同調理場	網走市潮見 4 丁目 111 番地
--------------	-------------------

」に改める。

第 5 条第 1 項第 5 号中「網走市東部地区共同調理場運営委員会」を「網走市潮見地区共同調理場運営委員会」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 22 号

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市国民健康保険条例の一部を改正する条例

網走市国民健康保険条例（平成 15 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「408,000 円」を「488,000 円」に改める。

第 27 条の 3 第 2 項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第 19 条第 3 項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和 5 年 4 月 1 日以前に出産した被保険者に係るこの条例による改正後の第 8 条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

議案第 23 号

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例制定について

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 15 号）
の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 1 項」の次に「、第 7 条の 3 第 2 項」を加える。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 7 条の 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認し

なければならない。

- 2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「ときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

第2条 この条例による改正後の網走市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この条において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第 24 号

網走市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

網走市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

網走市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第 13 条第 2 項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

第 2 条 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この条例による改正後の網走市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第 25 号

網走市企業版ふるさと寄附基金条例制定について

網走市企業版ふるさと寄附基金条例を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市企業版ふるさと寄附基金条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 241 条第 1 項の規定に基づき、企業版ふるさと納税を活用し地方創生事業の推進を図るため、網走市企業版ふるさと寄附基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる利益は、予算に計上し、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 26 号

網走市個人情報保護法施行条例制定について

網走市個人情報保護法施行条例を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

網走市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成 15 年政令第 509 号)において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

(個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)

第 3 条 実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該実施機関は、あらかじめ、市長に対し、法第 74 条第 1 項各号に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、法第 74 条第 2 項各号に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

3 実施機関は、第 1 項に規定する事項を通知した個人情報ファイルについて、当該実施機関がその保有をやめたとき、又は、その個人情報ファイルが法第 74 条第 2 項第 9 号に該当するに至ったときは、遅滞なく、市長に対しその旨を通知しなければならない。

(不開示情報)

第 4 条 法第 78 条第 2 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、網走市情報公開条例(平成 11 年条例第 29 号)第 7 条第 1 号エに掲げる情報とする。

(手数料等)

第 5 条 法第 89 条第 2 項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの交付を受けるものは、当該写しの作成及び送付に係る費用を負担しなければならない。

3 前項の規定による保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写しの作成に要する費用の額は、次のとおりとし、前納しなければならない。

- (1) 乾式複写機により日本産業規格 A 列 3 番までの用紙を用いて写しを作成する場合には、当該写し 1 枚につき 20 円とする。
- (2) その他の方法により写しを作成する場合には、当該写しを作成するために実際に要した費用の額に相当する額とする。

(開示決定等の期限)

- 第 6 条** 開示決定等は、開示請求があった日から 14 日以内にしなければならない。ただし、法第 77 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 30 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

- 第 7 条** 開示請求に係る保有個人情報に著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して 44 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条の規定を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置)

- 第 8 条** 実施機関は、本人の委任による代理人により、法第 76 条第 2 項の規定による開示請求、法第 90 条第 2 項の規定による訂正請求又は法第 98 条第 2 項の規定による利用停止請求があった場合において、特に必要と認めるときは、細則で定めるところにより、本人の意思を確認することができる。

(審査会への諮問)

- 第 9 条** 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、網走市附属機関条例(平成 12 年条例第 24 号)に規定する網走市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第 66 条第 1 項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

- 第 10 条** 市長は、毎年 1 回、法及びこの条例の規定に基づく個人情報保護制度の各実施機関における運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(保有個人情報の利用及び提供の報告)

- 第 11 条** 法第 69 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、利用目的以外の目的のため、保有個人情報を自ら利用し、又は提供した者は、市長に報告しなければならない。

(細則への委任)

- 第 12 条** この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、細則で定める。

附 則

(施行期日)

- 第 1 条** この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(網走市個人情報保護条例の廃止)

- 第 2 条** 網走市個人情報保護条例(平成 17 年条例第 1 号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第 3 条** 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の網走市個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第 10 条第 2 項(旧条例第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 43 条第 3 項の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第 2 条第 1 号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の

施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 5 号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者
 - (3) この条例の施行の際現に指定管理者である者又はこの条例の施行前において指定管理者であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
 - (4) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、第 24 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 31 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
 - 3 施行日前に旧条例の規定により審査会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。
 - 4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 8 号に規定する公文書(以下「旧公文書」という。)であって、特定の旧個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者
 - (2) 第 1 項第 2 号に掲げる者
 - (3) 第 1 項第 3 号に掲げる者
 - (4) 第 1 項第 4 号に掲げる者
 - 5 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧公文書(前項に規定するものを除き、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。
 - 6 前 2 項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 第 4 条** 附則第 2 条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議案第 27 号

個人情報保護法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

個人情報保護法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

個人情報保護法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(網走市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 網走市情報公開条例(平成 11 年条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「非開示」を「不開示」に改め、同条第 1 号中「含む。)」の次に「若しくは個人識別符号が含まれるもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を加え、同条第 7 号を同条第 8 号とし、同条第 6 号中「採点基準」の次に「、人事管理、監査」を、「実施要領、」の次に「契約、交渉又は」を加え、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号を同条第 6 号とし、同条第 4 号中「審議、」の次に「検討又は」を加え、同号を同条第 5 号とし、同条第 3 号を同条第 4 号とし、同条第 2 号中「開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等と照らして合理的であると認められるもの

第 7 条中第 2 号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

第 8 条及び第 9 条中「非開示」を「不開示」に改める。

第 11 条第 1 項中「の翌日」を削り、同条第 2 項中「14 日」を「30 日」に改める。

第 12 条第 1 項ただし書中「同条第 2 号ただし書」を「同条第 3 号ただし書」に改める。

(網走市附属機関条例の一部改正)

第2条 網走市附属機関条例(平成12年条例第24号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

網走市情報公開・個人情報保護審査会	<ul style="list-style-type: none">・公文書の開示決定等に対する審査請求についての調査審議・市長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会による個人情報の収集、利用及び他機関への提供についての審査・個人情報開示決定等に対する審査請求についての調査審議・情報公開制度、個人情報保護制度の推進に関する意見提出・行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項の処理
-------------------	--

」を

「

網走市情報公開・個人情報保護審査会	<ul style="list-style-type: none">・公文書の開示決定等に対する審査請求についての調査審議・個人情報開示決定等に対する審査請求についての調査審議・網走市個人情報保護法施行条例(令和5年条例第 号)に基づく調査審議・網走市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号)第45条及び第50条に基づく調査審議・情報公開制度、個人情報保護制度の推進に関する意見提出・行政不服審査法の規定によりその権限に属させられた事項の処理
-------------------	---

」に改める。

(網走市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正)

第3条 網走市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成16年条例第13号)の一部を次のように改正する。

第14条中「網走市個人情報保護条例(平成17年条例第1号)第43条」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項において準用する同条第1項」に改める。

(網走市暴力団の排除の推進に関する条例の一部改正)

第4条 網走市暴力団の排除の推進に関する条例(平成27年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「網走市個人情報保護条例(平成17年条例第1号)第2条第5号に規定する実施機関は」を「網走市個人情報保護法施行条例(令和5年条例第 号)第2条第2項に規定する実施機関及び議会は」に、「(網走市個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)」を「(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報及び網走市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年条例第 号)第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「実施機関」の次に「及び議会」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 28 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和 5 年 3 月 2 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

- | | | | |
|---|---------------|---|-----|
| 1 | 財産の名称
及び数量 | 自走式破砕機（二軸方式） | 1 台 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 | |
| 3 | 取得の金額 | 66,880,000円 | |
| 4 | 取得の相手方 | 北海道北広島市大曲中央1丁目2番地2
北海道川崎建機株式会社
代表取締役 丹野 司 | |